

みんなの文字

製品名	UCDAフォント「みんなの文字」
ウェイト	R、R2、M、L
タイプ	OpenType
対応OS	Mac、Win
動作環境	Mac OS10.3以降、Windows XP(SP3以降)/Vista/7
価格	58,800円(消費税込み)

購入申込書

- ・太枠内をすべてご記入のうえ、下記の送付先へ郵送またはFAX、E-mailでお送りください。
- ・お支払いは、銀行振込をお願いします。購入申込書が到着次第、金額、銀行口座名等を記載した請求書を送付いたします。
- ・ご入金確認後、E-mailにて「ユーザー登録用シリアルナンバー」、「フォントインストールキー」をお送りいたします。

動作環境等を確認の上、ダウンロードサイト使用同意書および
ソフトウェア製品使用許諾同意書に承諾します。



←レ印でチェックをお願いします。

お申込日	20 年 月 日		
法人・団体名	フリガナ		
お申込者名	フリガナ	部署名	
		役職名	
ご住所	〒 -		
電話番号		FAX番号	
E-mail			
ご購入 ライセンス数	Mac()ライセンス + Win()ライセンス = 合計()ライセンス		
ご紹介者名 または セミナー名			

購入申込書の送付先

一般社団法人 ユニバーサル コミュニケーション デザイン協会。事務局

〒104-0061 東京都中央区銀座2-11-6 竹田ビル

FAX：03-3549-6152 E-mail：font@ucda.jp

【個人情報について】

1. 申込書でご提供いただいた個人情報は、当協会の個人情報保護方針 (<http://www.ucda.jp/home/kojin.shtml>) に基づき、安全かつ厳重に管理いたします。
2. 個人情報は、当協会のセミナーや講演会に関する開催案内・事務手続きにのみ使用いたします。
3. 個人情報は、ご同意なく第三者に開示・提供・預託することはありません。
4. 個人情報の開示・訂正・削除については、UCDA事務局までご相談ください。

事務局 処理 欄	受付	入金	発送	備考	ユーザー登録用 シリアルナンバー	
					フォント インストールキー	

UCDAフォント「みんなの文字」ダウンロードサイト使用同意書

一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（以下「当協会」といいます）ならびに株式会社イワタ（以下「イワタ」といいます）が直接あるいは代理店を通じて販売したUCDAフォント「みんなの文字」（以下「本フォント」といいます）をご購入いただいた方が、法人または個人（以下「購入者」といいます）のいずれであるかを問わず、本フォントをこのサイトからダウンロードされるにあたり、下記条項（以下「本同意書」といいます）ならびに本フォントのイワタとのソフトウェア製品使用許諾同意書（以下「使用許諾同意書」といいます）にご承諾いただき、ダウンロードまたは使用してください。

第1条（本同意書の成立、効力および終了）

（１）購入者は、本フォントの全部または一部をコンピュータのハードディスク等の記憶装置へダウンロードしたとき、または本フォントを使用したとき、または本フォントに関し同意の意思表示を求められたときに同意の意思表示したときをもって本同意書は成立し、効力を生じます。

（２）購入者は、自己がダウンロードした本フォントのすべてを解除することにより、本同意書を終了することができます。

（３）当協会は、独自の判断に基づき、本同意書を終了することができます。

第2条（本同意書と使用許諾同意書）

（１）購入者は、本フォントを使用する際には、本同意書に同意するだけでなく、使用許諾同意書の承諾が必要です。

（２）使用許諾同意書に本同意書と異なる規定がある場合、その異なる部分については使用許諾同意書の規定が優先して適用されます。

第3条（使用条件）

（１）購入者は本フォントをダウンロードするためには、当協会が発行するシリアル・ナンバーの入力が必要です。

（２）1つのシリアル・ナンバーごとに1ライセンスが付属しております。従って同一のシリアル・ナンバーで本フォントを複数回ダウンロードすることはできません。

第4条（禁止事項）

（１）購入者は、当協会が認める場合を除き本フォントの複製はできません。

（２）購入者は当協会が認めた場合を除き本ソフトダウンロードのためのシリアル・ナンバーを第三者に配付、貸与および譲渡することはできません。

(3) 購入者は、本フォントにダウンロードするためのプログラムに対して修正を行うことはできません。

第5条（権利）

本件フォントに関する著作権等の知的財産はイワタに帰属します。

第6条（免責）

(1) 本件関係者は、購入者、その他の第三者が本フォントに関連して直接間接に被ったいかなる損害に対しても、賠償等の一切の責任を負わず、かつ、購入者はこれに対して本件関係者を免責するものとします。

(2) 本件関係者は、購入者に対し、使用目的への適合性の保証、商業性の保証、使用結果についての的確性や信頼性の保証、第三者の権利侵害および瑕疵担保義務も含め、いかなる責任も一切負いません。本件関係者がこれらの可能性について事前に知らされていた場合も同様です。

(3) 本件関係者は独自の判断に基づき、本フォントの仕様または内容の変更、修正、配付方法等の変更および対価の設定をすることができます。

第7条（管轄裁判所）

本同意書に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

ソフトウェア製品使用許諾同意書

下記契約書にご同意いただけない場合には、速やかに本製品をお買い上げの販売店にご返却ください。株式会社イワタ（以下「イワタ」といいます。）は、お客様に対し、本同意書とともにご提供するソフトウェア製品（以下「許諾プログラム」といいます。）の日本国内のみにおける譲渡不能の非独占的使用権を下記条項にもとづき許諾し、お客様も下記条項にご同意いただくものとします。許諾プログラムおよびその複製物に関する権利はその内容によりイワタに帰属します。

1. 使用許諾

（１）お客様は、機械読み取り形態の許諾プログラムを、日本国内でのみ、また、一台のコンピュータにおいてのみ使用することができます。

（２）お客様は、許諾プログラムを再使用許諾、譲渡、頒布、貸与、転売、転借、質入、その他の方法により第三者に使用もしくは利用させることはできません。

（３）お客様は、許諾プログラムの全部または一部を修正、改変、逆コンパイルまたは逆アセンブル等することはできません。また、第三者にこのような行為をさせてはなりません。

（４）お客様は、許諾プログラムの追加文字を製作することはできません。また、第三者へ製作を依頼することはできません。

（５）お客様は、許諾プログラムを以下の用途（商利用）で使用する場合、別途有償となりますので、契約書の締結が必要です

- ・電子書籍、電子新聞、電子出版での使用
- ・TVテロップ、DVD、ゲーム、デジタルサイネージなどのタイトルまたは表示用
- ・Web製作での使用（但し自社のWeb製作は除きます）
- ・電子機器への組み込み使用
- ・ソフトウェア商品への組み込み、バンドル使用
- ・業務用印刷機、組み版ソフトウェアへの搭載

2. 許諾プログラムの複製

お客様は一台の装置にのみ、許諾プログラムをインストールすることができます。お客様はこれ以外のいかなる方法によっても許諾プログラムを複製しないものとします。

3. 保証

イワタは、お客様が許諾プログラムを購入した日から90日の間、許諾プログラムが納入されているファイルに物理的な欠陥がないことを保証します。当然保証期間中にファイルに物理的な欠陥が発見された場合には、イワタは、ファイルを交換します。もし、イワタがファイルを交換することができなかった場合には、イワタは、お客様がお支払いいただいた代金をお客様に返還します。

ただし、お客様が許諾プログラム（前条による許諾プログラムの複製物を含みます。）をイワタに返還することを条件とします。

4. 保証の否認・免責

（１）イワタは、許諾プログラムがお客様の特定の目的のために適当であること、または有用であること、また許諾プログラムにバグがないこと、その他許諾プログラムに関して前条に定める場合を除き、いかなる保証もいたしません。

（２）イワタは、許諾プログラムの使用に付随または関連して生ずる直接的または間接的な損失、損害等について、いかなる場合においても一切責任を負わず、また許諾プログラムの使用に起因または関連してお客様と第三者との間に生じたいかなる紛争についても、一切責任を負いません。

5. 輸出

お客様は、いかなる方法によっても許諾プログラムまたはその一部を直接または間接に輸出してはなりません。

6. 契約期間

（１）本契約は、お客様が許諾プログラムをインストールした時点に発効します。

（２）お客様は、イワタに対して３０日前の書面による通知をなすことより本契約を終了させることができます。

（３）イワタは、お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、直ちに本契約を終了させることができます。

（４）本契約は、上記（２）または（３）により終了するまで有効に存続します。上記（２）または（３）により本契約が終了した場合、イワタは、許諾プログラムの代金をお返しいたしません。お客様は、許諾プログラムの代金の返還をイワタに請求できません。

（５）お客様には、本契約の終了後２週間以内に、許諾プログラムおよびその複製物を廃棄または消去したうえ廃棄または消去したことを証する書面をイワタに送付していただきます。

7. 一般条項

（１）本契約のいずれかの条項またはその一部が法律により無効となっても、本契約の他の部分に影響を与えません。

（２）本契約に関わる紛争は、東京地方裁判所を管轄裁判所として解決するものとします。

以上

株式会社イワタ